

遠隔手話通訳の利用について

※手話通訳は対面での通訳を原則としておりますので、遠隔手話通訳の必要性がある場合を除いては、手話通訳者が同行いたします。

1 新型コロナウイルス感染症等への感染予防のための遠隔手話通訳

新型コロナウイルス感染症等への感染予防のため、遠隔手話通訳が行える環境を整備しました。現在利用していただいている手話通訳者派遣事業として、遠隔手話通訳の利用ができます。

○手話通訳者派遣事業にて遠隔手話通訳を利用する場合

【利用開始】令和3年11月

【利用範囲】新型コロナウイルス感染症等の感染予防のため、遠隔手話通訳が必要と市が認める場合。

【利用時間】平日8:30～18:00（土日祝日、年末年始を除く）

【実施方法】利用者個人のスマートフォン等と、市のタブレットを使用し、「Zoom」により市の登録手話通訳者が遠隔手話通訳を行います。

【利用方法】①派遣依頼書に遠隔手話通訳を希望する理由等を記入し原則利用日の前日までに提出。

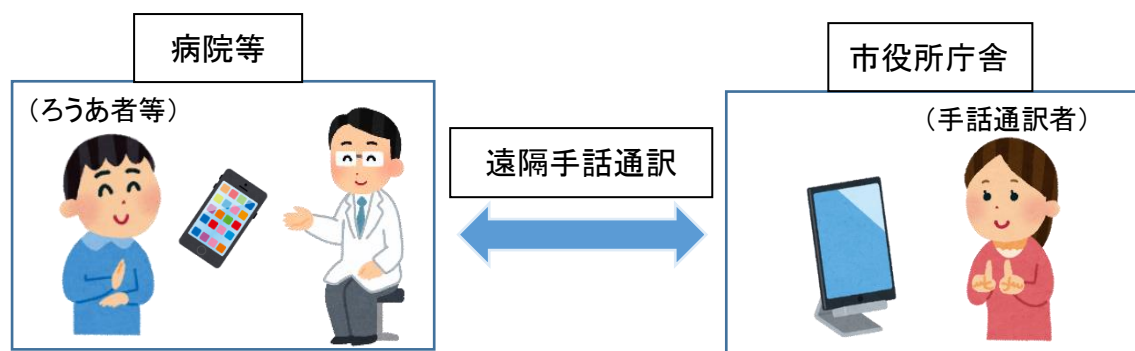
・市は申請内容を確認し、遠隔手話通訳が必要かどうかを判断。

②遠隔手話通訳での対応決定の連絡と、「Zoom」の会議ID、パスコードを受け取る。

・市は手話通訳者へ遠隔手話通訳を依頼。駅前庁舎、本庁舎のいずれかに来てもらう。

③利用者のスマートフォン等と、市のタブレットを接続し遠隔手話通訳を開始。

注：通信費用は利用者負担となりますので、ご了承ください。



2 本庁舎での遠隔手話通訳

市役所本庁舎での利便性向上のため、市役所本庁舎での遠隔手話通訳が行える環境を整備しました。市役所本庁舎での窓口手続き等で遠隔手話通訳が利用できます。

○本庁舎での窓口手続き等で遠隔手話通訳を希望する場合

【利用開始】令和3年11月

【利用範囲】本庁舎で行う行政手続き等で、遠隔手話通訳が必要と市が認める場合。

【利用時間】平日8:30～18:00（土日祝日、年末年始を除く）

【実施方法】本庁舎に保管のタブレットと、駅前庁舎のタブレットを接続し、「Zoom」により市の設置手話通訳者が遠隔手話通訳を行います。

【利用方法】①本庁舎へ来庁する前に障がい者支援課へメール、FAX等により申請する。

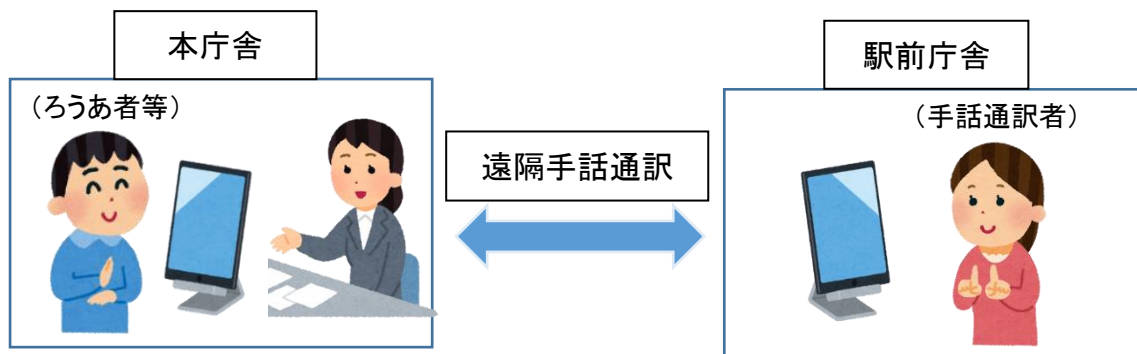
・市は申請内容を確認し、本庁舎担当課へ遠隔手話通訳での対応調整。

②調整結果の連絡を受け取る。

・市は来庁日当日、各庁舎のタブレットを接続し遠隔手話通訳の準備をする。

③タブレットを利用し遠隔手話通訳を開始。

注：事前に来庁の相談が無い場合は、接続に10分程お待ちいただくこととなります。



※災害時や緊急時等やむを得ない場合、遠隔手話通訳で対応できる場合があります。

障がい者支援課へメール等でご相談ください。

【お問合せ先】

青森市福祉部障がい者支援課 障がい福祉チーム

FAX : 017-734-5329 TEL : 017-718-1894

Mail : shuwa_youyaku@city.aomori.aomori.jp